

第56期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2020年6月24日（水曜日）
午前10時

場所

大阪市平野区加美南一丁目1番32号
本社3階会議室

（末尾の会場ご案内図をご参照下さい。）

＜新型コロナウイルスによる感染症への対応について＞

- ① 株主の皆様におかれましては、可能な限り、議決権行使書面の郵送にて、議決権の事前行使をお願い申し上げます。また、株主総会にご出席される株主様におかれましては、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。
- ② 本年に限りご来場の株主様へのお土産の配布は取りやめさせていただきます。
- ③ 株主総会の議事は、例年より時間を短縮して行う予定です。
- ④ 株主総会に出席する役員および運営スタッフは、マスクを着用して対応させていただきます。

icom

目次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
第1号議案 剰余金の処分の件	3
第2号議案 取締役6名選任の件	4
第3号議案 当社株式等の大規模買付行為等に関する対応策（買収防衛策）の導入の件	9

【添付書類】

事業報告	38
連結計算書類	55
計算書類	58
監査報告書	62

アイコム株式会社

証券コード：6820

証券コード 6820
2020年6月5日

株 主 各 位

大阪市平野区加美鞍作一丁目6番19号
(本社事務所 大阪市平野区加美南一丁目1番32号)

アイコム株式会社

代表取締役社長 播磨正隆

第56期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第56期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当日のご来場は控えていただきますよう強くお願い申し上げます。当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご検討下さいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否のご表示をいただき、2020年6月23日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|------------|---|
| 1. 日 時 | 2020年6月24日（水曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 大阪市平野区加美南一丁目1番32号
本社3階会議室（末尾の会場ご案内図をご参照下さい。） |
| 3. 会議の目的事項 | |
| 報告事項 | 1. 第56期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第56期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項 | 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役6名選任の件
第3号議案 当社株式等の大規模買付行為等に関する対応策（買収防衛策）の導入の件 |

以 上

インターネットによる開示について

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.icom.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

①連結計算書類の「連結注記表」

②計算書類の「個別注記表」

したがって、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.icom.co.jp/>）に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

株主の皆様への利益還元につきましては、安定的な配当の継続を毎期の連結業績に応じて行うことが必要と考えております。また、2020年5月13日の取締役会にて配当政策の変更を行い、1株当たり年間配当額50円あるいは連結配当性向40%のいずれか高い方を下限とすることを配当政策の基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、この基本方針に基づき、次のとおり1株当たり28円といたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき28円

総額 412,690,236円

(注) 中間配当を含めた当期の年間配当金は、1株につき53円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2020年6月25日

第2号議案 取締役6名選任の件

現在の取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、コーポレートガバナンス強化の観点から社外取締役を1名増員し、社外取締役3名を含む取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏名	当社における地位及び担当
1	井上 徳造 いのうえ とくぞう	再任 ▪ 取締役会長（代表取締役）
2	播磨 正隆 はりま まさたか	再任 ▪ 取締役社長（代表取締役）
3	小路山 憲一 こじやま けんいち	再任 ▪ 取締役（総務部長兼社長室担当）
4	吉澤 晴幸 よしざわ はるゆき	再任 社外 独立 ▪ 取締役
5	本郷 昭文 ほんだ あきふみ	再任 社外 独立 ▪ 取締役
6	村上 洋子 むらかみ ようこ	新任 社外 独立
新任	新任取締役候補者	再任 再任取締役候補者
社外	社外取締役候補者	独立 独立役員

候補者番号

1

いのうえ

井上

とくぞう

徳造

再任

■ 生年月日

1931年2月23日生

■ 所有する当社株式の数

1,868,310株

■ 取締役会出席状況

100% (15/15回)

略歴、地位、担当

1954年4月 井上電機製作所を創業

1964年7月 (株)井上電機製作所(現当社)設立

同 代表取締役社長

2006年6月 当社 代表取締役会長(現任)

重要な兼職の状況

公益財団法人アイコム電子通信工学振興財団 理事長

取締役候補者とした理由

井上徳造氏は、当社の設立以来、長きに亘り当企業集団の発展を牽引しており、経営全般において豊富な経験と知見を有しております。その豊富な知見を取締役の職務に活かすことにより、当企業集団の企業価値向上に資する者として適任であると考えております。

候補者番号

2

はりま

播磨

まさたか

正隆

再任

■ 生年月日

1954年8月15日生

■ 所有する当社株式の数

16,550株

■ 取締役会出席状況

100% (15/15回)

略歴、地位、担当

1977年4月 当社入社

1988年10月 同 設計技術部長

1998年4月 同 メディア技術部長

1999年6月 同 取締役

2008年6月 同 執行役員

2013年1月 同 ネット機器事業部長

2017年6月 同 取締役

2017年8月 同 代表取締役社長(現任)

重要な兼職の状況

アイコム情報機器株式会社 代表取締役社長

取締役候補者とした理由

播磨正隆氏は、設計開発業務の豊富な経験から、製品技術及び市場に関して幅広い知見を有しております。また2017年8月から代表取締役社長として、当企業集団の経営を牽引しております。その豊富な知見を取締役の職務に活かすことにより、当企業集団の企業価値向上に資する者として適任であると考えております。

候補者番号

3

こ じ や ま け ん い ち
小路山 憲一

再任

■ 生年月日 1955年6月6日生
■ 所有する当社株式の数 9,150株
■ 取締役会出席状況 100% (15/15回)**略歴、地位、担当**

1974年3月	当社入社	2011年6月	同	総務部長兼社長室長	
1991年10月	同	平野工場長兼製造部長	2013年6月	同	執行役員
1996年6月	同	資材部長	2014年6月	同	取締役（現任）
1999年6月	同	営業本部参事	2018年4月	同	総務部長兼社長室担当（現任）
2002年5月	同	販売支援室長			
2003年9月	同	システム室長兼IT室長			

取締役候補者とした理由

小路山憲一氏は、製造、資材、営業等の幅広い分野で業務に携わり、当企業集団の業務全般に関して幅広い知見を有しており、現在、総務部門を統括しております。その豊富な知見を取締役の職務に活かすことにより、当企業集団の企業価値向上に資する者として適任であると考えております。

候補者番号

4

よ し ざ わ は る ゆ き
吉澤 晴幸

再任

社外

独立

■ 生年月日 1949年3月12日生
■ 所有する当社株式の数 一株
■ 取締役会出席状況 87% (13/15回)**略歴、地位、担当**

1992年11月	(株)目黒電波測器を創業	2013年3月	同	取締役会長退任
	同	代表取締役	2014年6月	当社取締役（現任）
2011年10月	同	取締役会長		

社外取締役候補者とした理由・在任期間

吉澤晴幸氏を社外取締役候補者とした理由は、会社経営に関する豊富な経験と幅広い知見を有し、当社の社外取締役として適切に職務を遂行いただいているため、引き続き選任をお願いするものであります。なお、在任期間は本総会終結の時をもって6年となります。

取締役会への出席状況

当期中に開催の取締役会15回中13回出席（87%）

独立性に関する事項

当社は、吉澤晴幸氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、再任された場合は引き続き独立役員とする予定であります。

候補者番号

5

ほんだ

本多

あきふみ

昭文

再任

■ 生年月日

1948年3月25日生

社外

■ 所有する当社株式の数

1,000株

独立

■ 取締役会出席状況

87% (13/15回)

略歴、地位、担当

2008年4月 三洋電機株式会社 退職
株式会社エルモ社 専務執行役員
2010年1月 エルモソリューション販売株式会社 代表取締役社長
2012年6月 株式会社エルモ社 取締役副会長
2014年5月 同 取締役副会長 退任
2014年6月 株式会社SOAソリューションズ 代表取締役社長（現任）
2018年6月 当社取締役（現任）

重要な兼職の状況

株式会社SOAソリューションズ 代表取締役社長

社外取締役候補者とした理由・在任期間

本多昭文氏を社外取締役候補者とした理由は、会社経営に関する豊富な経験と幅広い知見を有し、当社の社外取締役として適切に職務を遂行いただいているため、引き続き選任をお願いするものであります。なお、在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。

取締役会への出席状況

当期中に開催の取締役会15回中13回出席（87%）

独立性に関する事項

当社は、本多昭文氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、再任された場合は引き続き独立役員とする予定であります。

本多昭文氏が、2014年5月まで在籍していた株式会社エルモ社及び現在、代表取締役社長を務める株式会社SOAソリューションズと当社との間には製品の販売等の取引関係がございますが、直近の連結会計年度の取引額は株式会社エルモ社、株式会社SOAソリューションズ及び当社のいずれにおいても連結売上高の1%未満と僅少であり、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。

候補者番号

6

むら か み

村上

よ う こ

洋子

新任

社外

独立

■ 生年月日

1959年7月21日生

■ 所有する当社株式の数

一株

■ 取締役会出席状況

－％（新任候補者）

略歴、地位、担当

2004年 4 月 税理士登録

2004年 6 月 村上洋子税理士事務所代表者（現任）

重要な兼職の状況

村上洋子税理士事務所代表者

社外取締役候補者とした理由

村上洋子氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は過去に直接会社経営に関与された経験はありませんが、税理士としての豊富な経験から会計、税務に関する幅広い知見を有しており、当社の社外取締役として適切に職務を遂行いただけるものと判断しました。

独立性に関する事項

村上洋子氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として届け出る予定であります。なお、同氏が代表者を務める村上洋子税理士事務所と当社との間には取引関係はございません。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 吉澤晴幸、本郷昭文、村上洋子の3氏は社外取締役の候補者であります。
3. 責任限定契約の内容の概要

当社と吉澤晴幸及び本郷昭文の2氏は、それぞれ会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しており、再任が承認された場合は契約を継続する予定であります。また、村上洋子氏の選任が承認された場合、同氏とも当該契約を締結する予定であります。

第3号議案 当社株式等の大規模買付行為等に関する対応策（買収防衛策）の導入の件

当社は、2020年5月13日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下、「基本方針」といいます。）を定めるとともに、この基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（同号ロ（2）に規定されるものをいいます。）の一つとして、当社株式等の大規模買付行為等に関する対応策（買収防衛策）（以下、「本プラン」といいます。）を、本総会において株主の皆様にご承認いただくことを条件として、下記のとおり、導入することを決定いたしました。

つきましては、株主の皆様には、本プランの導入のご承認をお願いいたしたいと存じます。

当社は、新型コロナウイルス流行の影響下にある当社株式の市場における取引状況や社会・経済情勢等を踏まえ、当社の企業価値の向上及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、現時点で本プランを導入することが当社の企業価値・株主共同の利益に資するものと判断いたしました。

なお、会社法及び金融商品取引法その他の法令、それらに関する規則、政令、内閣府令及び省令等並びに当社の株式等が上場されている金融商品取引所の規則等（以下、総称して「法令等」といいます。）に改正（法令等の名称の変更や旧法令等を承継する新法令等の制定等を含みます。以下同じ）があり、これらが施行された場合には、本プランにおいて引用する法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後のこれらの法令等の各条項を実質的に承継する法令等の各条項に、それぞれ読み替えられるものとします。

記

Ⅰ．当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為等（下記Ⅲ．２．（１）①に定義されます。以下同じ）であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に

否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性がある等、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案において、大規模買付行為等により、当社の企業価値の源泉が中長期的に見て毀損されるおそれが存する場合など、当社の企業価値向上又は株主共同の利益の最大化が妨げられるおそれが存する場合には、大規模買付者（下記Ⅲ．２．（１）①に定義されます。以下同じ）は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるものとして、当社取締役会は、善管注意義務を負う受託者の当然の責務として、法令及び当社の定款によって許容される限度において、場合により、当社の企業価値向上及び株主共同の利益の最大化のために相当の措置を講じる必要があると考えております。

Ⅱ. 基本方針の実現に資する特別な取組み

（１） 企業価値向上に向けた取組み

① 当社の経営理念

当社は、「コミュニケーションで創る楽しい未来・愉快な技術」を経営理念とし、世界中の様々な分野において、高度なコミュニケーションを提供することで、安全で豊かな社会の実現に貢献しています。当社は、培ってきた無線通信技術とゼロからモノを産み出す創造力を活かし、お客様の要望や期待にお応えする製品とソリューションを提供することで、急速に発展していく情報社会に貢献してまいります。

② 当社の沿革・事業内容

当社は1964年、創業者である代表取締役会長の井上徳造が、趣味のアマチュア無線機の製造を事業化してスタートしました。その後、町工場の規模から現在に至るまで、メーカーとしてアマチュア

無線機の製品を50年以上市場投入し続けております。アマチュア無線機カテゴリーの売り上げは、現在の当社売り上げの約15%程度になっておりますが、引き続き毎年新製品を投入しており、業界での確固たる地位を確保しております。他方で、当社は、アマチュア無線機で得られた要素技術を水平展開し、世界中のあらゆるジャンル（海上用、陸上業務用、航空用など）の一斉同報が必要な無線機市場に進出しております。無線機カテゴリーの新規市場に進出する際は、大手企業が競合する巨大市場を避け、ニッチな部分で勝負しようという基本的な考え方の下、市場規模よりも事業継続性を判断基準としております。最近では2019年にイリジウム[®]社のネットワークを用いた衛星無線通信分野に新規参入しております。

③ 当社の企業価値の源泉

当社の企業価値の源泉は、以下の点にあると考えております。

(i) 国内における技術力・生産力

当社は創業以来、一貫してMade in Japanのモノづくりにこだわっており、今後もその方針を推進してまいります。当社においては、本社人員の50%以上を占める技術者が、ソフトウェア・ハードウェアを含めたほぼすべての要素技術を開発しております。また、当社は自社で企画、設計、開発した製品を国内の自社工場（和歌山県所在の有田工場及び紀の川工場）で生産しており、少量多品種を効率良く生産するノウハウを保有しております。このように自社設計・自社生産を行うことで、ロボットによる一貫生産にも対応が可能です。

(ii) 国内外の政府機関を含む顧客との良好な関係

当社の生産する携帯電話回線を利用した一斉同報の無線機（IP無線機）は大手航空会社、大手鉄道会社等を中心に導入して頂いており、インフラ運営に欠かせない機材となっております。また、当社のMade in Japanの品質と信頼性、及び顧客の細かなニーズに対応できる技術力が、大手競合他社には参入が困難な日本の国家機関に対する装備品の納品を可能としております。さらに、衛星無線通信機は大災害で携帯電話基地局に障害が発生した場合でも通信が可能となることから、有事の通信手段として国際連合（UN）や各国政府からの需要もあります。

(iii) 健全な財務体質

当社は、自己資本比率について、2020年3月期では90.1%、2019年3月期では90.6%、2018年3月期では91.5%という水準を維持しております。このように、当社は高い自己資本比率を有しており、健全な財務体質であるといえます。

④ 企業価値の更なる維持・強化のための施策

当社は、上記の企業価値の源泉をさらに維持・強化するために、基本的な施策として以下の事項に取り組んでおります。

(i) コアビジネスの強化

- ・ 無線機単体のビジネスからより高度なコミュニケーションシステムの開発・販売
- ・ 衛星無線通信分野への進出
- ・ 異なる無線プロトコル間の通信を可能にするハイブリッド製品の開発

(ii) 新たなビジネスモデルへの挑戦

- ・ 回線料収入等のストックビジネスの拡大
- ・ 無線通信の要素技術を用いた異業種への参入

(iii) モノづくりの改革と進化

- ・ ロボットによる生産の自動化
- ・ 生産体制のスマートファクトリー化

(2) コーポレートガバナンスの強化

① コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は東京証券取引所が規定するコーポレートガバナンス・コードを踏まえコーポレートガバナンスの充実を図ることにより、経営の効率性・透明性の向上及び経営の健全性を確保するとともに、株

主をはじめとする取引先や地域社会等のステークホルダーとの友好的信頼関係の維持強化に努め、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を実現します。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は監査役会設置会社であり、取締役会及び監査役会を設置しております。

取締役会は、業務執行の意思決定を目的として原則月1回以上開催します。取締役及び監査役的全員が構成員であり議長は社長が務めています。監査役会は、監査に関する重要な事項の報告、協議、決定を行うことを目的として原則月1回以上開催します。監査役的全員が構成員であり議長は常勤監査役が務めています。

なお内部監査業務は監査室において室長以下4名の体制で行っております。

取締役7名のうち独立社外取締役2名、監査役3名のうち独立社外監査役2名を選任して、それぞれが経営より独立した立場を維持しつつ、さらに監査役と会計監査人及び内部監査部門（監査室）が連携を密にすることにより、取締役の業務執行に対して十分な監視監督体制が確保できていると考え、当社は監査役会設置会社を採用しております。

また、取締役会の他、月次の営業状況をはじめ経営情報を共有し、経営上の課題やリスク等を検討する会議として経営会議を設置しております。経営会議は監査役を含む役員、執行役員及び主要な部長クラスが出席し、原則月1回の頻度で開催します。

なお、当社は、本総会の第2号議案「取締役6名選任の件」をご承認いただきますと、本総会終了後の取締役が6名となり、そのうち3名が独立社外取締役となることを予定しております。

③ その他

上記のほか、当社は、最新のコーポレートガバナンス・コードを踏まえながら、コーポレートガバナンスの強化に取り組んでおります。

当社のコーポレートガバナンス体制の詳細につきましては当社コーポレートガバナンス報告書 (https://www.icom.co.jp/uploads/corporate_governance.pdf) をご参照下さい。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

1. 本プランの目的

当社は、上記Ⅰ. のとおり、大規模買付者に対して、場合によっては何らかの措置を講ずる必要が生じ得るものと考えますが、上場会社である以上、大規模買付者に対して株式を売却するか否かの判断や、大規模買付者に対して会社の経営を委ねることの是非に関する最終的な判断は、基本的には、個々の株主の皆様のご意思に委ねられるべきものだと考えております。

しかしながら、株主の皆様に適切な判断を行っていただくためには、その前提として、上記のような当社固有の事業特性や当社及び当社グループの歴史を十分に踏まえていただいた上で、当社の企業価値とその価値を生み出している源泉につき適切な把握をしていただくことが必要であると考えます。そして、大規模買付者による当社の支配株式の取得が当社の企業価値やその価値の源泉に対してどのような影響を及ぼし得るかを把握するためには、大規模買付者から提供される情報だけでは不十分な場合も容易に想定され、株主の皆様に適切な判断を行っていただくためには、当社固有の事業特性を十分に理解している当社取締役会から提供される情報並びに当該大規模買付者による支配株式の取得行為に対する当社取締役会の評価・意見や、場合によっては当社取締役会による新たな提案を踏まえていただくことが必要であると考えます。

従いまして、当社といたしましては、株主の皆様に対して、これらの多角的な情報を分析し、検討していただくための十分な時間を確保することが非常に重要であると考えております。

以上の見地から、当社は、上記の基本方針を踏まえ、大規模買付者に対して事前に大規模買付行為等に関する必要な情報の提供及び考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為等に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が、独立委員会（下記2. (1) ⑤に定義されます。以下同じ）の勧告を受けて当該大規模買付行為等に対する賛否の意見又は当該大規模買付者が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等（以下、「代替案」といいます。）を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、本プランの導入が必要であるとの結論に達しました。本プランの導入に際しましては、株主の皆様のご意思を確認することが望ましいことはいうまでも

ありません。そのため、当社といたしましては、本議案によって、本プランの導入につき株主の皆様のご意思を確認させていただくものです。

なお、2020年3月31日現在における当社の大株主の状況は、別紙1「当社の大株主の状況」のとおりであり、現時点において、当社は当社株式の大規模買付行為等に係る提案を受けているわけではありません。

また、井上徳造氏、井上律子氏、ギガパレス株式会社及び公益財団法人アイコム電子通信工学振興財団（以下、「創業家関係者ら」といいます。）は、2020年3月31日現在、共同保有者として、当社株式を合計30.45%保有しています。創業家関係者らは、当社の安定株主として当社と友好的な関係を構築しており、現時点において、本プランの適用対象とはなりません。なお、井上徳造氏は当社の代表取締役会長を務めておりますが、当社の役職員を務める同氏以外の創業家関係者らは存在せず、当社の経営が創業家関係者らによって支配されているといった状況にはございません。また、創業家関係者らは、当社株式等の処分や議決権行使について個々の判断で意思決定を行っており、当社と創業家関係者らとの間には、創業家関係者らが今後も当社株式等を保有し続けることについての契約等は存在していません。従って、創業家関係者らの事情により譲渡、相続その他の処分がなされ、今後保有比率が低下する可能性は否定できず、必ずしも将来にわたってこれらの株主が安定した地位を占めるものともでは言えません。さらに、創業家関係者ら以外の当社の株主の分布状況は個人株主を含め広範にわたっております。以上のような状況を踏まえると、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資さない大規模買付行為等が行われる可能性は常に存在していると考えられます。

2. 本プランの内容

本プランは、以下のとおり、当社株式等の大規模買付行為等を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為等を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為等を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

(1) 本プランに係る手続

① 対象となる大規模買付行為等

本プランは以下の (i) から (iii) までのいずれかに該当する若しくは該当する可能性がある当社株式等の買付け又はこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。当該行為を、以下、「大規模買付行為等」といいます。）がなされ、又はなされようとする場合を適用対象とします。大規模買付行為等を行い、又は行おうとする者（以下、「大規模買付者」といいます。）は、予め本プランに定められる手続に従わなければならないものとします。

- (i) 当社が発行者である株式等¹について、当社の特定の株主の株式等保有割合²が20%以上となる買付けその他の取得³
- (ii) 当社が発行者である株式等⁴について、当社の特定の株主の株式等所有割合⁵及びその特別関係者⁶の株式等所有割合の合計が20%以上となる当該株式等の買付けその他の取得⁷

-
- 1 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じとします。
 - 2 金融商品取引法第27条の23第4項に規定される「株券等保有割合」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じとしますが、かかる株式等保有割合の計算上、(イ) 同法第27条の2第7項に定義される特別関係者、並びに (ロ) 当該特定の株主との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに当該特定の株主の公開買付代理人、主幹事証券会社（以下、「契約金融機関等」といいます。）、弁護士及び会計士その他のアドバイザーは、本プランにおいては当該特定の株主の共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下同じ）とみなします。また、かかる株式等保有割合の計算上、当社の発行済株式の総数は、当社が公表している直近の情報を参照することのできるものとします。
 - 3 売買その他の契約に基づく株式等の引渡請求権を有すること及び金融商品取引法施行令第14条の6に規定される各取引を行うことを含みます。
 - 4 金融商品取引法第27条の2第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下 (ii) において同じとします。
 - 5 金融商品取引法第27条の2第8項に規定される「株券等所有割合」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、かかる株式等所有割合の計算上、当社の総議決権の数は、当社が公表している直近の情報を参照することのできるものとします。
 - 6 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第2条第2項で定める者を除きます。なお、(i) 共同保有者及び (ii) 契約金融機関等は、本プランにおいては当該特定の株主の特別関係者とみなします。以下別段の定めがない限り同じとします。
 - 7 買付けその他の有償の譲受け及び金融商品取引法施行令第6条第3項に規定される有償の譲受けに類するものを含みます。

(iii) 上記 (i) 又は (ii) に規定される各行為が行われたか否かにかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本 (iii) において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ当該行為の結果として当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係⁸を樹立する行為⁹（ただし、当社が発行者である株式等につき当該特定の株主と当該他の株主の株式等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限ります。）

② 意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者には、大規模買付行為等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該大規模買付者が大規模買付行為等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下、「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により、日本語で提出していただきます。

具体的には、意向表明書には、以下の事項を記載していただくとともに、大規模買付者が会社その他の法人である場合には、その定款、履歴事項全部証明書（又はそれらに相当するもの）並びに直近5事業年度における単体及び連結ベースでの貸借対照表及び損益計算書を、併せて提出していただきます。

-
- 8 「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株式等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定の株主及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとします。
- 9 本文の (iii) 所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が独立委員会の勧告に基づき合理的に行うものとします。なお、当社取締役会は、上記 (iii) の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

(i) 大規模買付者の概要

(イ) 氏名又は名称及び住所又は所在地

(ロ) 大規模買付者が会社その他の法人である場合には、その代表者、取締役（又はそれに相当する役職。以下同じ）及び監査役（又はそれに相当する役職。以下同じ）それぞれの氏名及びその過去10年間の経歴

(ハ) 大規模買付者が会社その他の法人である場合には、その目的及び事業の内容

(ニ) 大規模買付者が会社その他の法人である場合には、その直接・間接の大株主又は大口出資者（持株割合又は出資割合上位10名）及び究極的な実質支配株主（出資者）の概要

(ホ) 国内連絡先

(ヘ) 大規模買付者が会社その他の法人である場合には、その設立準拠法

(ト) 主要な出資先の名称、本社所在地及び事業内容並びにそれら主要出資先に対する持株割合ないし出資割合

(ii) 大規模買付者が現に保有する当社の株式等の数、及び意向表明書提出前60日間における大規模買付者の当社の株式等の取引状況

(iii) 大規模買付者が提案する大規模買付行為等の概要（大規模買付者が大規模買付行為等により取得を予定する当社の株式等の種類及び数、並びに大規模買付行為等の目的（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付行為等の後の当社の株式等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等¹⁰その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）

10 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいいます。以下同じとします。

③ 本必要情報の提供

上記②の意向表明書をご提出いただいた場合には、大規模買付者におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付行為等に対する株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下、「本必要情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。

まず、当社は、大規模買付者に対して、意向表明書を提出していただいた日から10営業日¹¹（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した情報リストを上記②（i）（ホ）の国内連絡先に発送いたしますので、大規模買付者には、情報リストに従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、情報リストに従い大規模買付者から提供された情報では、大規模買付行為等の内容及び態様等に照らして、株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、適宜回答期限を定めた上で、当社取締役会が別途請求する追加の情報を大規模買付者から提供していただきます。なお、本必要情報の追加提供の要求は、本必要情報の提供が十分になされたとき当社取締役会が認めるまで繰り返すことができますが、最終の回答期限日は、本必要情報の提供が十分になされたとき当社取締役会が認めない場合でも、大規模買付者が情報リストを受領した日から起算して60日を超えないものとします（ただし、大規模買付者からの要請がある場合には、必要な範囲でこれを延長することがあります。）。

なお、大規模買付行為等の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として情報リストの一部に含まれるものとします。

11 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下同じとします。

- (i) 大規模買付者及びそのグループ（主要な株主又は出資者（直接であるか又は間接であるかを問いません。以下同じ）、重要な子会社・関連会社、共同保有者及び特別関係者を含み、ファンドの場合は各組合員、出資者その他の構成員及び投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます。以下同じ）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、出資割合、事業内容、財務内容及び過去10年以内における法令違反行為の有無（及びそれが存する場合にはその概要）、並びに役員の氏名、過去10年間の経歴及び過去における法令違反行為の有無（及びそれが存する場合にはその概要）等を含みます。）
- (ii) 大規模買付者及びそのグループの内部統制システム（グループ内部統制システムを含みます。）の具体的内容及び当該システムの実効性の有無ないし状況
- (iii) 大規模買付行為等の目的（意向表明書において開示していただいた目的の詳細）、方法及び内容（経営参画の意思の有無、大規模買付行為等の対価の種類及び金額、大規模買付行為等の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株式等の数及び買付け等を行った後における株式等所有割合、大規模買付行為等の方法の適法性、大規模買付行為等及び関連する取引の実現可能性（大規模買付行為等を一定の条件に係らしめている場合には当該条件の内容）、並びに大規模買付行為等の後に当社株式等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及びその理由を含みます。なお、大規模買付行為等の方法の適法性については資格を有する弁護士による意見書を併せて提出していただきます。）
- (iv) 大規模買付行為等の対価の算定根拠及びその算定経緯（算定の前提事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジー及びディスシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）
- (v) 大規模買付行為等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者（直接であるか間接であるかを問いません。）を含みます。）の具体的名称、調達方法並びに、資金提供が実行されるための条件の有無及び内容、資金提供後の担保ないし誓約事項の有無及び内容、関連する取引の具体的内容を含みます。）

- (vi) 大規模買付行為等に際しての第三者との間における意思連絡（当社に対する重要提案行為等を行うことに関する意思連絡を含みます。以下同じ）の有無及び意思連絡がある場合はその具体的内容及び当該第三者の概要
- (vii) 大規模買付者及びそのグループによる、当社の株式等の保有状況、当社の株式等又は当社若しくは当社グループの事業に関連する資産を原資産とするデリバティブその他の金融派生商品の保有状況及び契約状況、並びに当社の株式等の貸株、借株及び空売り等の状況
- (viii) 大規模買付者及びそのグループが既に保有する当社の株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め（以下、「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- (ix) 大規模買付者が大規模買付行為等において取得を予定する当社の株式等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該合意の具体的内容
- (x) 大規模買付行為等の完了後に企図されている当社及び当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資金計画、投資計画、資本政策及び配当政策等（大規模買付行為等の後における当社資産の売却、担保提供その他の処分に関する計画を含みます。）
- (xi) 大規模買付行為等の後における当社及び当社グループの役員、従業員、労働組合、取引先、顧客及び当社施設等が所在する地方公共団体その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針
- (xii) 当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策
- (xiii) 大規模買付行為等に関し適用される可能性のある国内外の法令等に基づく規制事項、国内外の政府又は第三者から取得すべき私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、外国為替及び外国貿易法その他の法令等に基づく承認又は許認可等の取得の可能性（なお、これらの事項については、資格を有する弁護士による意見書を併せて提出していただきます。）
- (xiv) 大規模買付行為等の後における当社グループの経営に関して必要な国内外の法令等に基づく許認可の維持の可能性及び国内外の法令等の規制遵守の可能性

- (xv) 反社会的勢力ないしテロ関連組織との関連性の有無（直接的であるか間接的であるかを問いません。）及び関連が存在する場合にはその詳細

なお、当社取締役会は、適用ある法令等に従って、大規模買付者から大規模買付行為等の提案がなされた事実については適切に開示し、提案の概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち株主及び投資家の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、速やかに開示いたします。

また、当社取締役会は、大規模買付者による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を大規模買付者に通知（以下、「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、その旨を適用ある法令等に従って速やかに開示いたします。

④ 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、その翌日を起算日として、大規模買付行為等の評価の難易度等に応じて、以下の (i) 又は (ii) の期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定し、適用ある法令等に従って速やかに開示いたします。大規模買付行為等は、本プランに別段の記載なき限り、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるべきものとします。

- (i) 対価を現金（円価）のみとする当社全株式等を対象とした公開買付けの場合には最大60日間
- (ii) その他の大規模買付行為等の場合には最大90日間

ただし、上記 (i) (ii) いずれにおいても、取締役会評価期間は取締役会が合理的に必要な事由があると認める場合に限り、延長できるものとします（延長の期間は最大30日間とします）。その場合は、延長期間及び当該延長期間が必要とされる具体的理由を大規模買付者に通知するとともに、適用ある法令等に従って株主及び投資家の皆様に開示いたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、大規模買付者から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上の観点から、大規模買付者による大規模買付行為等の内容の検討等を行うものとします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付行為等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大規模買付者に通知するとともに、適用ある法令等に従って適時かつ適切に株主及び投資家の皆様に開示いたします。

また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為等に関する条件・方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主及び投資家の皆様に代替案を提示することもあります。

⑤ 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

本プランでは、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除し、取締役会の判断及び対応の客観性、合理性を確保するための機関として独立委員会（以下、「独立委員会」といいます。）を設置し、発動の是非について当社取締役会への勧告を行う仕組みとしています。独立委員会は、独立委員会規程（概要については別紙2をご参照下さい。）に従い、当社社外取締役、当社社外監査役、又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成されるものとします。また、当社は、本総会において本プランによる買収防衛策の導入が承認された場合には、本総会後最初に開催される当社取締役会において、別紙3に記載の3名を独立委員会の委員として選任することを予定しております。

独立委員会は、取締役会評価期間内に、上記④の当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案と並行して、以下の手続に従い、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとします。その際、独立委員会の判断が当社の企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して以下の（i）又は（ii）に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、適用ある法令等に従って速やかに開示いたします。

（i）大規模買付者が本プランに規定する手続を遵守しない場合

独立委員会は、大規模買付者が本プランに規定する手続につきその重要な点において違反した

場合で、当社取締役会がその是正を書面により当該大規模買付者に対して要求した後5営業日（初日不算入）以内に当該違反が是正されない場合には、当社の企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上のために対抗措置を発動させないことが必要であることが明白であることその他特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

(ii) 大規模買付者が本プランに規定する手続を遵守した場合

独立委員会は、大規模買付者が本プランに規定する手続を遵守した場合には、原則として、当社取締役会に対して対抗措置の発動を行わないよう勧告します。

ただし、本プランに規定する手続が遵守されている場合であっても、例えば以下（イ）から（ル）までに掲げる事由により、当該買付け等が当社の企業価値ないし株主共同の利益を著しく損なうものであると認められかつ対抗措置の発動が相当と判断される場合には、例外的措置として、対抗措置の発動を勧告する場合があります。

- (イ) 大規模買付者が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株式等を当社又は当社関係者に引き取らせる目的で当社の株式等の取得を行っている又は行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合ないし当社の株式等の取得目的が主として短期の利鞘の獲得にあると判断される場合
- (ロ) 当社の会社経営を一時的に支配して当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社又は当社グループ会社の資産を当該大規模買付者又はそのグループ会社等に移転する目的で当社の株式等の取得を行っている判断される場合
- (ハ) 当社の会社経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を当該大規模買付者又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株式等の取得を行っている判断される場合
- (二) 当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいは一時的に高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株式等の高値売抜けをする目的で当社の株式等の取得を行っている判断される場合

- (ホ) 当社の経営には特に関心を示したり、関与したりすることもなく、当社の株式を取得後、様々な策を弄して、専ら短中期的に当社の株式を当社自身や第三者に転売することで売却益を獲得しようとし、最終的には当社の資産処分まで視野に入れてひたすら自らの利益を追求しようとするものであると判断される場合
- (ヘ) 大規模買付者の提案する当社の株式等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株式等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式等の買付け等を行うことをいいます。）等の、株主の皆様判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株式等の売却を強要するおそれがある（いわゆる強圧性がある）と判断される場合
- (ト) 大規模買付者の提案する当社の株式等の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容（当該取得の時期及び方法を含みます。）、違法性の有無並びに実現可能性等を含むがこれらに限られません。）が、当社の本源的企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると判断される場合
- (チ) 大規模買付者による支配権の取得により、当社株主はもとより、企業価値の源泉である顧客、従業員その他の利害関係者との関係を破壊し、当社の企業価値ないし株主共同の利益の著しい毀損が予想される等、当社の企業価値ないし株主共同の利益の確保又は向上を著しく妨げるおそれがあると判断される場合
- (リ) 大規模買付者が支配権を取得する場合における当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合における当社の企業価値に比べ、著しく劣後すると判断される場合
- (ヌ) 大規模買付者の経営陣又は主要株主若しくは出資者に反社会的勢力又はテロ関連組織と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であると判断される場合
- (ル) その他（イ）から（ヌ）までに準じる場合で、当社の企業価値ないし株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

⑥ 取締役会の決議

当社取締役会は、上記⑤に定める独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、当該勧告を踏まえて当社の企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上という観点から、速やかに対抗措置の発動又は不発動その他必要な決議を行うものとしします。

なお、独立委員会から対抗措置不発動の決議をすべき旨の勧告がなされた場合であっても、当社取締役会は、かかる独立委員会の勧告を最大限尊重し、当該勧告に従うことにより取締役の善管注意義務に違反するおそれがある等の事情があると認める場合には、対抗措置発動の決議を行い、又は不発動の決議を行わず、対抗措置を発動するか否かを株主の皆様にご問うべく、下記の⑦の方法により当社株主総会を招集することができるものとしします。

また、当社取締役会が対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、(i) 大規模買付者が大規模買付行為等を中止した場合又は (ii) 対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、対抗措置発動の停止の決議を行うものとしします。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、対抗措置の発動の可否に関する当社取締役会の評価、判断及び意見を含む当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、適用ある法令等に従って速やかに開示いたします。

⑦ 当社株主総会の招集

大規模買付者が本プランに規定する手続を遵守しない場合、当社取締役会が本プランによる対抗措置を発動することの可否について株主の意思を確認するために当社株主総会を開催すべきと判断したときには、当社取締役会は可及的速やかに当社株主総会を招集します。また、大規模買付者が本プランに規定する手続を遵守した場合であっても、当社取締役会が、当該買付け等が当社の企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置発動の決議を行う場合には、当社取締役会は可及的速やかに当社株主総会を招集します。これらの場合には、大規模買付行為等は、当社株主総会における対抗措置の発動議案の否決及び当該株主総会の終結後に行われるべきものとしします。当該株

主総会において本プランによる対抗措置の発動承認議案が可決された場合、当社取締役会は、当該大規模買付行為等に対して本プランによる対抗措置発動の決議を行うこととします。なお、当該株主総会において本プランによる対抗措置の発動承認議案が否決された場合には、当該大規模買付行為等に対しては本プランによる対抗措置の発動は行われません。

当該株主総会の招集手続が執られた場合であっても、その後、当社取締役会において対抗措置不発動の決議を行った場合や、大規模買付者が本プランに規定する手続を遵守しない場合で、当社取締役会にて対抗措置の発動を決議することが相当であると判断するに至った場合には、当社は当社株主総会の招集手続を取り止めることができます。かかる決議を行った場合も、当社は、対抗措置の発動の要否に関する当社取締役会の評価、判断及び意見を含む当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、適用ある法令等に従って速やかに開示いたします。

(2) 本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社が本プランに基づき発動する対抗措置は、原則として新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の無償割当てとします。ただし、法令等及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあり得るものとします。

本プランに基づき発動する対抗措置として本新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は、別紙4「新株予約権無償割当ての概要」に記載のとおりとしますが、実際に本新株予約権の無償割当てをする場合には、(i) 当社取締役会が所定の手続に従って定める一定の大規模買付者並びにその共同保有者及び特別関係者並びにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が認めた者等（以下、「例外事由該当者」といいます。）による権利行使は認められないとの行使条件又は (ii) 当社が本新株予約権の一部を取得することとするときに、例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する本新株予約権のみを取得することができる旨を定めた取得条項や、取得に係る本新株予約権と同数の新株予約権で例外事由該当者の行使に一定の制約が付されたものを対価として取得することができる旨の取得条項等、大規模買付行為等に対する対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件、取得条項等を設けることがあります。

(3) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定株主総会の終結の時までとします。

ただし、当該有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランの廃止の決議が行われた場合、又は当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

なお、当社取締役会は、法令等の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更に伴い合理的に必要な範囲で、随時、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更することができるものとします。他方、当社取締役会が、本プランの内容について当社株主の皆様に実質的な影響を与えるような変更を行う場合には、改めて直近で開催される株主総会に付議し株主の皆様のご承認をいただくことといたします。

当社は、本プランが廃止され又は本プランの内容について当社株主の皆様に実質的な影響を与えるような変更が行われた場合には、当該廃止又は変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、法令等に従って速やかに開示いたします。

3. 本プランの合理性

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、かつ、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所有価証券上場規程の改正により2015年6月1日に導入し、2018年6月1日に改訂を行った「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1－5. いわゆる買収防衛策」その他の買収防衛策に関する実務・議論を踏まえた内容となっており、高度の合理性を有するものです。

(1) 企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上の原則

本プランは、上記 1. に記載のとおり、当社株式等に対する大規模買付行為等がなされた際に、当該大規模買付行為等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ないし株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものです。

(2) 事前開示・株主意思の原則

当社は、取締役会において決議された本プランによる買収防衛策の導入を本総会において議案としてお諮りすることを、併せて当社取締役会で決議しております。また、上記 2. (3) に記載したとおり、本プランは、本総会においてご承認いただいた後も、当社株主総会において選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとしております。加えて、大規模買付者が本プランに定める手続を遵守している場合には、対抗措置の発動の決定に関して必ず株主総会を招集するものとしております。従いまして、本プランの存続には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

(3) 必要性・相当性確保の原則

① 独立委員会の設置及びその勧告の最大限の尊重と情報開示の徹底

当社は、上記 2. に記載のとおり、本プランに基づく大規模買付行為等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として、当社社外取締役、当社社外監査役、又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会を設置し、当社取締役会は、対抗措置の発動又は不発動の決議に際して独立委員会の勧告を最大限尊重することとしております。また、独立委員会の判断が当社の企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、

証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができるものとしております。

更に、当社は、独立委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆様に法令等に従って情報開示を行うこととし、当社の企業価値ないし株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

② 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記2. に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

③ デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記2. (3) に記載のとおり、本プランは、当社株主総会の決議により又は当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議により、いつでも廃止することができるものとされており、従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

4. 株主及び投資家の皆様への影響等

(1) 本プランによる買収防衛策の導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランによる買収防衛策の導入に際して、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランによる買収防衛策の導入が株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、上記2. (1) に記載のとおり、大規模買付者が本プランを遵守するか否か等により当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意下さい。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、当社取締役会が別途定める一定の日（以下、「割当て期日」といいます。）における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じず、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、例外事由該当者につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であって、その後に対抗措置発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動を停止し、本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意下さい。

また、本新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使又は取得に際して、例外事由該当者の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、例外事由該当者以外の株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴う株主の皆様の手続

本新株予約権の割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において当然に新株予約権者となるため、申込みの手続は不要です。

また、無償割当てがなされる本新株予約権に取得条項が付され、当社が本新株予約権を取得する場合、株主の皆様は、新株予約権の行使価格相当の金銭を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得

の対価として、当社株式を受領することになります。ただし、例外事由該当者については、その有する本新株予約権が取得の対象とならないことがあるほか、例外事由該当者の有する本新株予約権について、取得に係る本新株予約権と同数の新株予約権で例外事由該当者の行使に一定の制約が付されたものを対価として取得することもあります。以上のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法、株式の交付方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続の詳細に関して、適用ある法令等に基づき、適時かつ適切に開示又は通知を行いますので当該開示又は通知の内容をご確認下さい。

以 上

別紙 1

当社の大株主の状況

(2020年3月31日現在)

株主名	当社への出資状況	
	持株数（千株）	出資比率（％）
井上徳造	1,868	12.68
ギガパレス(株)	1,472	9.99
光通信(株)	1,446	9.82
公益財団法人アイコム電子通信工学振興財団	1,000	6.78
日本マスタートラスト信託銀行(株)（信託口）	721	4.90
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)（信託口）	503	3.41
(株)JVCケンウッド	445	3.02
明治安田生命保険(相)	326	2.21
アイコム従業員持株会	267	1.81
(株)三菱UFJ銀行	243	1.65

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨て、出資比率は小数点第3位以下を四捨五入して表示しております。
 2. 上記の出資比率は、自己株式111,063株を控除して計算しております。

以 上

独立委員会規程の概要

1. 独立委員会は、当社取締役会の決議により、大規模買付行為等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として、設置される。
2. 独立委員会委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、(1) 当社社外取締役、(2) 当社社外監査役又は (3) 社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。なお、当社は、独立委員会委員との間で、善管注意義務及び秘密保持義務に関する規定を含む契約を締結する。
3. 独立委員会の委員の任期は、選任のときから3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日又は別途当該独立委員会委員と当社が合意した日までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
4. 独立委員会は、当社代表取締役又は各独立委員会委員が招集する。
5. 独立委員会の議長は、各独立委員会委員の互選により選定される。
6. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、独立委員会委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、当該独立委員会委員を除く独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。
7. 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について審議の上決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。
 - (1) 本プランに係る対抗措置の発動の是非
 - (2) 本プランに係る対抗措置発動の停止
 - (3) 本プランの廃止及び変更
 - (4) その他本プランに関連して当社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項各独立委員会委員は、独立委員会における審議及び決議においては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
8. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役又は従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が求める事項に関する意見又は説明を求めることができる。
9. 独立委員会は、その職務の遂行に当たり、当社の費用により、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）から助言を得ることができる。

以 上

別紙 3

独立委員会委員の氏名及び略歴（五十音順）

梅本 弘

〔略歴〕

1976年 4 月 弁護士登録
2000年 6 月 当社社外監査役（現任）
2003年 1 月 弁護士法人栄光 代表社員（現任）

本多 昭文

〔略歴〕

2008年 4 月 三洋電機株式会社 退職
株式会社エルモ社 専務執行役員
2010年 1 月 エルモソリューション販売株式会社 代表取締役社長
2012年 6 月 株式会社エルモ社 取締役副会長
2014年 6 月 株式会社SOAソリューションズ 代表取締役社長（現任）
2018年 6 月 当社社外取締役（現任）

吉澤 晴幸

〔略歴〕

1992年11月 株式会社目黒電波測器を創業
同 代表取締役
2011年10月 同 取締役会長
2014年 6 月 当社社外取締役（現任）

以 上

新株予約権無償割当ての概要

1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下、「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下、「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）と同数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

2. 割当対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その保有する当社普通株式（ただし、同時点において、当社の有する当社株式を除きます。）1株につき1個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをします。

3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「対象株式数」といいます。）は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。ただし、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価格

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

7. 本新株予約権の行使条件

新株予約権の行使条件は当社取締役会において別途定めるものとします（なお、当社取締役会が所定の手続に従って定める一定の大規模買付者並びにその共同保有者及び特別関係者並びにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が認めた者等（以下、「例外事由該当者」といいます。）による権利行使は認められないとの行使条件等、大規模買付行為等に対する対抗措置としての効果を勘案した行使条件を付すこともあり得ます。）。

8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、一定の事由が生じたこと又は当社取締役会が別途定める日が到来したことを条件として、取締役会の決議に従い、本新株予約権の全部又は例外事由該当者以外の新株予約権者が保有する本新株予約権のみを取得することができる旨の取得条項や、例外事由該当者が保有する本新株予約権について、取得に係る本新株予約権と同数の新株予約権で例外事由該当者の行使に一定の制約が付されたものを対価として取得することができる旨の取得条項等を付すことがあります。

9. 対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

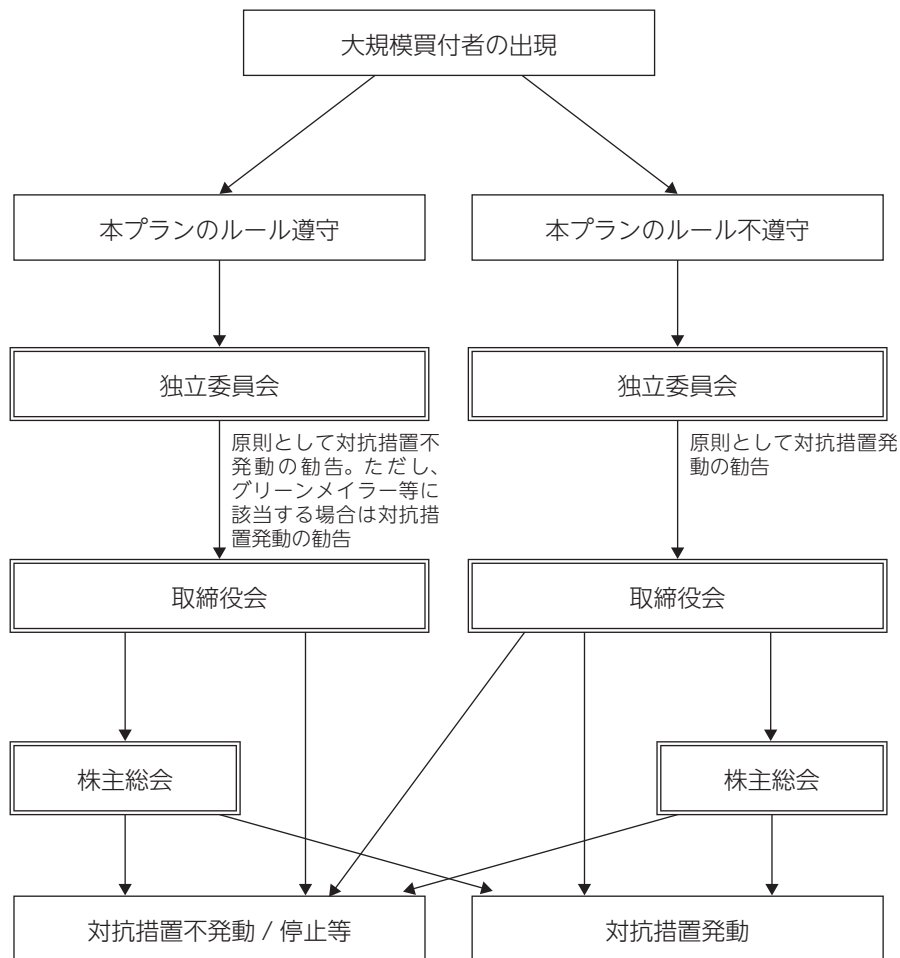
10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

以 上

(参考資料)

本プランの手続の流れに関する概要



※ 本図は、本プランの手続の流れに関する概要を記載したものです。詳細につきましては、本議案の本文をご参照下さい。

事業報告 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度は、米中貿易摩擦やブレグジットの先行き不透明感から世界経済は減速基調が継続していましたが、第4四半期以降新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により、経済活動が抑制され、景気の悪化が急速に進みました。国内については、10月の消費税率変更により消費が伸び悩んだことに加え、インバウンド需要の消失や3月以降の外出自粛の影響から景気は急速に悪化しました。米国は、良好な雇用環境を背景に緩やかな景気拡大を維持してきましたが、3月に入ってから外出制限による消費の落ち込みなどにより急速に減速しました。欧州では、2020年に入って製造業にも回復の兆しが見られるようになりましたが、3月以降は主要都市でのロックダウンにより消費が急減速し、景気は大きく下振れました。中国では、1月に入って工場の操業停止や広域に渡る移動制限が行われたことから第4四半期は大幅なマイナス成長となり、アジア全域においても、感染の拡大による需要の落ち込み、資源価格の下落などにより、景気は急速に悪化しました。

また、当連結会計年度に適用した米ドル及びユーロの平均為替レートはそれぞれ109.08円及び121.73円であり、前年同期に比べそれぞれ0.5%及び4.6%の円高水準で推移しました。

このような状況のもとで、当企業集団は、デジタル化の流れに対応して付加価値の高い製品の開発を進めるとともに、世界の幅広い顧客獲得を目指して新規市場の開拓及び販売ルート強化に努めました。

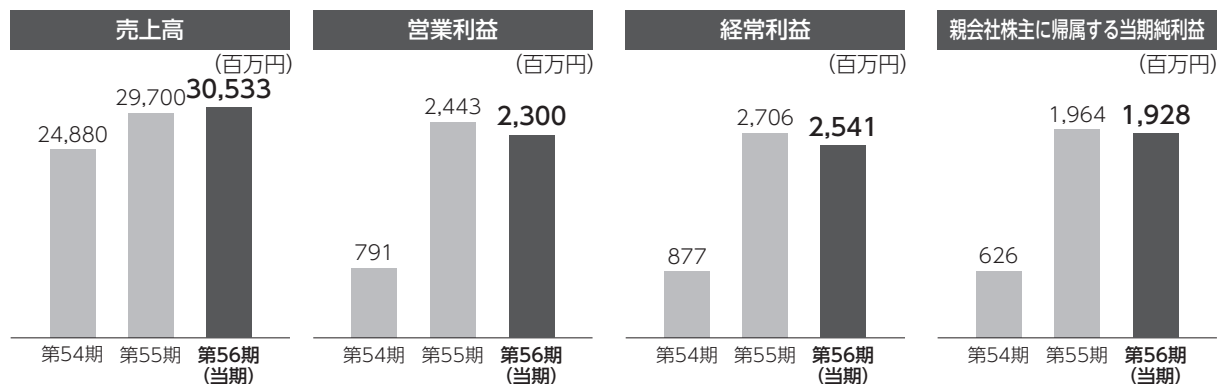
品目別では、アマチュア用無線通信機器では新製品効果もあり国内外で大きく売上を伸ばし、海上用無線通信機器はアジア地域を中心に増収となりました。陸上業務用無線通信機器において、IP無線機は、国内市場で回線料収入を含め大きく売上を拡大しましたが、オリンピック関連などイベントの自粛による販売機会の減少や後ろ倒し、資材の納期遅延の発生により、品目全体としては減収となりました。

<参考>地域別売上高

	前連結会計年度 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)		当連結会計年度 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)		前年同期比 (%)
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	
国内	13,370	45.0	13,276	43.5	99.3
北米	7,382	24.9	7,499	24.6	101.6
欧州 (EMEA)	3,743	12.6	4,014	13.1	107.3
アジア・オセアニア	4,638	15.6	4,997	16.4	107.7
その他 (含む中南米)	565	1.9	745	2.4	132.0
海外計	16,329	55.0	17,256	56.5	105.7
合計	29,700	100.0	30,533	100.0	102.8

これらの結果、当連結会計年度の売上高は305億3千3百万円（前年同期比2.8%増）、為替の影響等により売上総利益は127億2千1百万円（前年同期比0.5%減）となりました。販売費及び一般管理費は104億2千万円となり7千9百万円増加して営業利益は23億円（前年同期比5.8%減）となり、為替差損の計上1億8千1百万円等がありましたが受取和解金2億5千7百万円の計上により、経常利益は25億4千1百万円（前年同期比6.1%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は19億2千8百万円（前年同期比1.8%減）となりました。

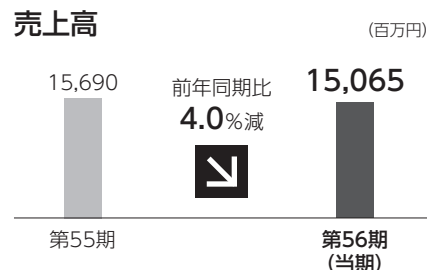
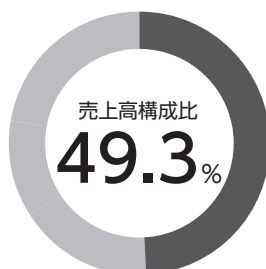
	売上高 (百万円)	営業利益 (百万円)	経常利益 (百万円)	親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)
当連結会計年度 (2020年3月期)	30,533	2,300	2,541	1,928
前連結会計年度 (2019年3月期)	29,700	2,443	2,706	1,964
前年同期比増減率	2.8%	△5.8%	△6.1%	△1.8%



品目別の状況

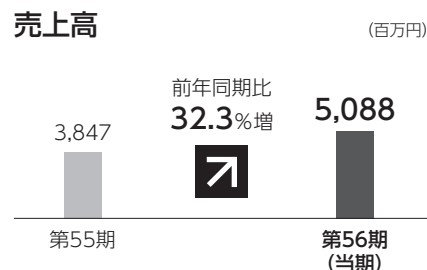
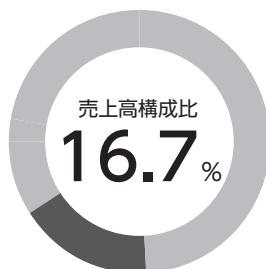
陸上業務用無線通信機器

国内市場では、通信エリアの広いIP無線機が、各種公共交通機関で採用されるなど好評を得て売上増に貢献するとともに、ジャパンプランドへの信頼から官公需の年度末需要もありましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、オリンピック関連などイベントの自粛による販売機会の減少や後ろ倒し、資材の納期遅延の発生等により減収となりました。海外市場では、衛星通信ネットワークを利用し世界規模での広域通信に対応した無線機を始めとしてデジタル業務用無線機やIP無線機のラインアップ拡充を図るとともに販売網を強化しましたが、景気減速によるアジア地域での需要減から伸び悩みました。この結果、品目全体の売上高は前年同期比4.0%の減収となりました。



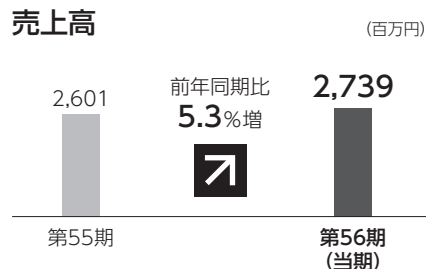
アマチュア用無線通信機器

コアユーザーのニーズを捉えることができた新製品効果もあり、国内外市場で大幅な増収となったことから、品目全体の売上高は前年同期比32.3%の増収となりました。



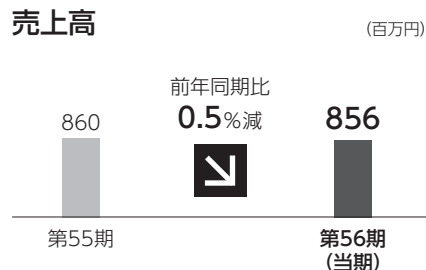
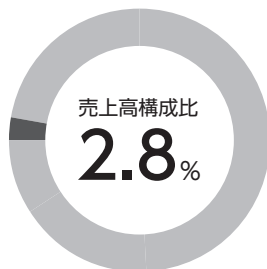
海上用無線通信機器

主力市場となる海外市場では、需要が後退した欧州地域では減収となりましたが、アジア地域では沿岸警備に採用されるなど販促活動が功を奏し、品目全体の売上高は前年同期比5.3%の増収となりました。



ネットワーク機器

ビル間通信の新製品を投入するなど業務用途の販路拡大に注力しましたが、主力となる国内市場では、インバウンド需要の消失や市場価格の下落から伸び悩み、品目全体の売上高は前年同期比0.5%の減収となりました。



(品目別売上高)

品 目	第56期（当期） （2020年3月期）	前年同期比 （%）	構 成 比 （%）
	金額（百万円）		
陸上業務用無線通信機器	15,065	96.0	49.3
アマチュア用無線通信機器	5,088	132.3	16.7
海上用無線通信機器	2,739	105.3	9.0
ネットワーク機器	856	99.5	2.8
その他（※1）	6,784	101.3	22.2
合 計	30,533	102.8	100.0

（※1）上記「その他」の内訳

品 目	金額（百万円）	前年同期比 （%）
航空用無線通信機器	1,066	90.9
海洋航法機器	307	112.5
無線付属機器等	5,410	103.0
合 計	6,784	101.3

(2) 設備投資等の状況

① 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は15億1千3百万円であり、その主なものは、生産用機械装置、新製品の金型、測定器類及びソフトウェアに対する投資であります。

- ② 重要な固定資産の売却、撤去、減失
該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

世界経済は、新型コロナウイルス感染症の影響による市場の環境悪化を背景とした販売機会の減少や後ろ倒し、資材の納期遅延が発生しており、その影響の期間が現時点では不透明ではありますが、第57期（2021年3月期）の後半には業務運営の正常化が進むものとみております。

当企業集団がターゲットとする無線通信機器市場では、目下、国内外で各種イベントが自粛されており予断を許さない状況にありますが、海外では危機管理のツールとしての認知が高まるなどプラス要因も見られます。また、IoT、ロボット等の技術革新が今後加速すると予測される中、これら新たな市場への取り組みがより重要となりました。

このような状況のもと、技術・提案力の強化、資材調達の安定、生産ラインのロボット化、業務の合理化を推進し収益の向上を図ります。

陸上業務用無線通信機器では、IP無線機の市場シェア拡大、利便性の高いデジタル機への移行促進を行うとともに、新商材として、2019年に危機管理市場等をターゲットとした衛星通信トランシーバーの販売を開始しており、拡販に努めていきます。

アマチュア用無線通信機器では、コアユーザーに訴求する付加価値の高い製品を提供していきます。

海上用無線通信機器では、航行安全貢献への提案強化、コストパフォーマンスの高い製品の投入を実施します。

ネットワーク機器では、医療、教育関連需要の取り込み、利便性の高いネットワーク機器と無線機のシステム販売を推進します。

(5) 財産及び損益の状況の推移

(企業集団の財産及び損益の状況の推移)

区 分	第53期 (2017年3月期)	第54期 (2018年3月期)	第55期 (2019年3月期)	第56期 (当期) (2020年3月期)
売 上 高 (百万円)	24,092	24,880	29,700	30,533
経 常 利 益 (百万円)	724	877	2,706	2,541
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	473	626	1,964	1,928
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	31.98	42.26	132.57	130.44
総 資 産 (百万円)	58,324	59,203	61,063	61,703
純 資 産 (百万円)	53,720	54,152	55,304	55,603
自 己 資 本 比 率 (%)	92.1	91.5	90.6	90.1
1 株当たり純資産 (円)	3,625.42	3,654.65	3,732.50	3,772.56

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産は期末発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産は、自己株式数を除いて算出しております。

(当社の財産及び損益の状況の推移)

区 分	第53期 (2017年3月期)	第54期 (2018年3月期)	第55期 (2019年3月期)	第56期 (当期) (2020年3月期)
売 上 高 (百万円)	20,709	21,677	26,743	26,930
経 常 利 益 (百万円)	457	1,018	2,457	2,259
当 期 純 利 益 (百万円)	313	752	1,955	1,794
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	21.15	50.76	131.96	121.33
総 資 産 (百万円)	47,888	49,179	50,823	51,512
純 資 産 (百万円)	44,550	45,087	46,378	47,123
自 己 資 本 比 率 (%)	93.0	91.7	91.3	91.5
1 株当たり純資産 (円)	3,006.58	3,042.89	3,130.10	3,197.21

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産は期末発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産は、自己株式数を除いて算出しております。

(6) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
Icom America, Inc.	US\$ 10,000	% 100.0	当社製品の販売
Icom (Europe) GmbH	EUR 43,971.10	% 100.0	当社製品の販売
Icom (Australia) Pty., Ltd.	A\$ 208,750	% 100.0	当社製品の販売
Icom Spain, S.L.	EUR 30,050	% 100.0 (0.2)	当社製品の販売
Asia Icom Inc.	NT\$ 5,000,000	% 100.0	当社への部材の供給
PURECOM CO.,LTD	CNY 616,220	% 100.0	当社への部材の供給、 当社製品の販売
和歌山アイコム(株)	百万円 350	% 100.0	当社製品の製造
アイコム情報機器(株)	百万円 99	% 100.0	当社商品及び製品の販売
Icom America License Holding LLC	US\$ 534,066.89	% 100.0 (100.0)	Icom America, Inc.使用の周波数ライセンスホルダー
ICOM CANADA HOLDINGS INC.	CA\$ 2,000,000	% 100.0 (100.0)	当社製品の販売
ICOM DO BRASIL RADIOCOMUNICACAO LTDA.	R\$ 1,000,000	% 100.0 (100.0)	当社製品の販売

(注) 「当社の出資比率」の()内は間接所有の比率であります。

② 当事業年度末日における特定完全子会社の状況 該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

当企業集団は無線通信機器、ネットワーク機器の製造・販売を主な事業とし、これに付帯する事業を営んでおり、主な製品及び商品は次のようになります。

品 目	主 要 な 製 品 ・ 商 品
陸上業務用無線通信機器	業務用トランシーバー 特定小電力トランシーバー
アマチュア用無線通信機器	固定用トランシーバー、レシーバー 車載用トランシーバー、レシーバー 携帯用トランシーバー、レシーバー
海上用無線通信機器	船舶用トランシーバー 携帯用トランシーバー
ネットワーク機器	無線LAN機器
その他の	航空用トランシーバー、魚群探知機、マリンレーダー、GPSレシーバー、マリプロッター、無線付属機器等

(8) 主要な拠点

国 内	海 外
■当 社 <事業所> 本社（大阪市平野区）、平野事業所（大阪市平野区）、加美事業所（大阪市平野区）、加美東事業所（大阪市平野区）、加美南事業所（大阪市平野区）、紀の川事業所（和歌山県紀の川市）、東京事業所（東京都中央区） <研究所> ならやま研究所（奈良市） <営業所> 北海道営業所（札幌市）、仙台営業所、東京営業所（東京都江東区）、名古屋営業所、大阪営業所、広島営業所、九州営業所（福岡市） ■子会社 <生産拠点> 和歌山アイコム株式会社（本社・有田工場：和歌山県有田郡、紀の川工場：和歌山県紀の川市） <営業拠点> アイコム情報機器株式会社（大阪市浪速区）	■子会社 <営業拠点等> Icom America,Inc.（アメリカ） Icom (Europe) GmbH（ドイツ） Icom (Australia) Pty.,Ltd.（オーストラリア） Icom Spain,S.L.（スペイン） Asia Icom Inc.（台湾） PURECOM CO.,LTD（中国） Icom America License Holding LLC（アメリカ） ICOM CANADA HOLDINGS INC.（カナダ） ICOM DO BRASIL RADIOCOMUNICACAO LTDA.（ブラジル）

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
1,044名	16名減少

(注) 従業員数は当企業集団から当企業集団外への出向者を除き、当企業集団外から当企業集団への出向者を含む就業人員であります。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
613名	11名減少	43歳4ヶ月	18年0ヶ月

(注) 従業員数は当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む就業人員であります。

(10) 主要な借入先

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 34,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 14,738,937株
 (自己株式 111,063株を除く)
 (3) 株 主 数 8,891名
 (4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数 千株	持 株 比 率 %
井 上 徳 造	1,868	12.68
ギガパレス株式会社	1,472	9.99
光通信株式会社	1,446	9.82
公益財団法人アイコム電子通信工学振興財団	1,000	6.78
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	721	4.90
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	503	3.41
株式会社ＪＶＣケンウッド	445	3.02
明治安田生命保険相互会社	326	2.21
アイコム従業員持株会	267	1.81
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	243	1.65

（注） 持株比率は、自己株式数を除いて算出しております。

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2020年3月31日現在）

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
井 上 徳 造	取締役会長（代表取締役）	公益財団法人アイコム電子通信工学振興財団理事長
播 磨 正 隆	取締役社長（代表取締役）	アイコム情報機器株式会社代表取締役社長
小 川 伸 郎	常務取締役（ソリューション事業部長）	
清 水 洋 司	取締役（次世代プロジェクト担当）	
小路山 憲 一	取締役（総務部長兼社長室担当）	
吉 澤 晴 幸	取締役	
本 埜 昭 文	取締役	株式会社SOAソリューションズ代表取締役社長
佐 野 敏 彦	監査役（常勤）	
梅 本 弘	監査役	弁護士・弁護士法人栄光代表社員 関西テレビ放送株式会社社外監査役
杉 本 勝 徳	監査役	弁理士・杉本特許事務所代表者

- (注) 1. 2019年10月1日付で取締役清水洋司氏の担当は、次世代プロジェクト担当となりました。
2. 取締役吉澤晴幸氏及び取締役本埜昭文氏は、社外取締役であり、監査役梅本弘氏及び監査役杉本勝徳氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役の全員は、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区 分						人 数	報 酬 等 の 額
						名	百万円
取 (う	ち	社	締 外	取 締	役 (	7 (2)	122 (6)
監 (う	ち	社	査 外	監 査	役 (	3 (2)	15 (6)

(4) 社外役員に関する事項

① 取締役 吉澤晴幸

(イ) 重要な兼職先である法人等と当社との関係

該当事項はありません。

(ロ) 当事業年度における主な活動状況

取締役会15回開催のうち13回出席し、経営者としての豊富な経験と幅広い知見から適宜に助言を行っております。

② 取締役 本郷昭文

(イ) 重要な兼職先である法人等と当社との関係

株式会社S O Aソリューションズと当社との間には製品の販売等の取引関係がございますが、直近の連結会計年度の取引額は、それぞれの連結売上高の1%未満と僅少であり、本郷昭文氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。

(ロ) 当事業年度における主な活動状況

取締役会15回開催のうち13回出席し、経営者としての豊富な経験と幅広い知見から適宜に助言を行っております。

③ 監査役 梅本 弘

(イ) 重要な兼職先である法人等と当社との関係

弁護士法人栄光と当社は法律顧問契約を締結しておりますが、直近の連結会計年度の取引額は3百万円未満（当社連結売上高の0.01%未満）と僅少であり、梅本弘氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。

関西テレビ放送株式会社と当社との間には特別な関係はありません。

(ロ) 当事業年度における主な活動状況

取締役会15回開催のうち13回出席し、また監査役会13回開催の全てに出席し、弁護士及び異業種企業の社外役員としての幅広い知見から適宜に助言を行っております。

④ 監査役 杉本勝徳

(イ) 重要な兼職先である法人等と当社との関係

杉本特許事務所と、当社は知的財産権に関する顧問契約を締結しておりますが、直近の連結会計年度の取引額は3百万円未満（当社連結売上高の0.01%未満）と僅少であり、杉本勝徳氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。

(ロ) 当事業年度における主な活動状況

取締役会15回開催のうち13回出席し、また監査役会13回開催の全てに出席し、弁理士及び所属団体の主要役員他様々な経験から得た幅広い知見から適宜に助言を行っております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

33百万円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

33百万円

(注) 会社法に基づく監査業務の報酬等の額と金融商品取引法に基づく監査業務の報酬等の額を実質的に区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める事項に該当すると認められる場合、監査役全員の同意により会計監査人を解任します。

また、当社監査役会は、会計監査人に当社の監査業務に重大な支障を来す恐れがある事項が生じた場合、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

6 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

会社法及び会社法施行規則に定める体制の整備について当社は取締役会において次の基本方針を決議するとともに実効性のある体制の整備に努めております。

<取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制>

法令、社会的規範及び定款を遵守するための行動の基準を明文化するとともに、社内規程において、取締役会に関する事項、取締役の権限に関する事項及びコンプライアンスに関する事項、その他必要な事項を定める。

<取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制>

社内規程の定めるところにより保存及び管理を行う。

<損失の危険の管理に関する規程その他の体制>

- ① 予期せぬ損失の危険性を最小限にするために、損失の危険に関する予兆が使用人から取締役へ報告され、取締役会その他主要会議で多面的に検討できる体制を整備する。
- ② 与信管理、不正防止及び訴訟の予防、その他必要な事項を社内規程に定める。

<取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制>

- ① 執行役員制度を導入することにより、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を明確に分離し、経営の効率化と責任の明確化を図る。
- ② 取締役が経営課題を適時に把握した上で重要な意思の決定ができるよう、執行役員を含めた会議を設け、情報を共有するとともに課題を多面的に検討できる体制を整備する。
- ③ I T技術を利用したシステムの整備等、迅速な意思決定が行われる体制の整備をすすめる。
- ④ 子会社を含む全社の経営情報を共有化するための会議を設けるとともに、中長期的な経営課題に沿って各部門が目標を設定し管理ができる体制を整備する。

<財務報告の信頼性を確保するための体制>

財務報告に係る内部統制の仕組みを整備し必要な事項を社内規程等で定めるとともに、法令及び社内規程等に基づく適正な会計処理と適切な情報の開示が行われるための体制を整備する。

<使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制>

法令、社会的規範及び定款を遵守するための行動の基準を明文化するとともに、社内規程において、職務権限、コンプライアンス及び内部通報に関する事項、その他必要な事項を定める。

<当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制>

- ① 子会社を含む全社の経営情報を共有化するための会議を設けるとともに、子会社の管理に必要な事項（取締役等の職務執行状況の報告、職務の執行が効率的かつ法令及び定款に適合することを確保するための事項、子会社の損失の危険の管理に関する事項等）を社内規程に定める。
- ② 子会社との重要な取引については複数の部門がそれぞれの観点で取引内容を確認することができ体制を整備する。

<監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項>

当該使用人の人選、人事異動及び人事考課については、事前に監査役の承認を得ることとする。

<当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制及び当該報告をしたことを理由として報告者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制>

監査役は取締役会、経営会議その他重要な会議に出席する。また次のことを社内規程等に定める。

- (1) 内部監査の結果を監査役に報告すること
- (2) 内部通報に関する事項
- (3) 子会社を含む全社の取締役及び使用人は当社及び子会社に影響を及ぼす可能性のある重要な事実を知ったときは直ちに監査役に報告すること及び監査役に報告を行った者は、その行為により不利な取扱いを受けないこと

＜当社の監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項＞

監査役は職務執行のために必要な費用を会社に請求できることを社内規程に定める。

＜その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制＞

取締役は監査役から経営情報の提供を求められたときはすみやかに提供する。また監査役が内部監査部門及び会計監査人と円滑な連携を図るために協力するものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

- ① 役員、使用人の基本姿勢を示した「アイコム行動基準」の浸透を図り、法令等の遵守や企業倫理に対する意識の向上に努めました。
- ② 取締役会規程、監査役会規程、稟議規程、職務権限規程、コンプライアンス規程、内部通報規程、関係会社管理規程等の内部統制上重要な規程について、必要の都度改定を行うなどの維持整備をすすめるとともに内部監査等により実態をともなった運用を行いました。
- ③ 取締役会を15回開催し、法令で定められた事項や予算の策定等、重要事項を決定するとともに業務執行状況の報告を行いました。また内部統制に関する概況の報告を四半期毎に行いました。
- ④ 監査役会を13回開催し、監査方針や監査計画を決定するとともに、重要会議への出席や各部との面談、稟議資料の閲覧等を行い、取締役の職務執行、法令等の遵守状況などについて監査いたしました。
- ⑤ 内部監査部門が内部監査計画に基づき業務の遂行状況、法令等の遵守状況などについて監査を行い、監査報告会において監査結果を報告いたしました。
- ⑥ 財務報告の信頼性を確保するため、実施計画に基づき全社統制、業務プロセス統制、IT統制、決算財務統制の整備と運用状況の評価を実施いたしました。

連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	46,581	流動負債	4,150
現金及び預金	27,687	買掛金	1,696
受取手形及び売掛金	6,937	未払金	896
商品及び製品	4,168	未払法人税等	140
仕掛品	81	賞与引当金	567
原材料及び貯蔵品	5,047	製品保証引当金	39
その他	2,677	その他	811
貸倒引当金	△18	固定負債	1,949
固定資産	15,122	退職給付に係る負債	1,376
有形固定資産	7,729	繰延税金負債	52
建物及び構築物	2,077	その他	520
機械装置及び運搬具	673	負債合計	6,100
土地	4,125	純資産の部	
建設仮勘定	56	株主資本	56,304
その他	796	資本金	7,081
無形固定資産	341	資本剰余金	10,449
投資その他の資産	7,051	利益剰余金	39,075
投資有価証券	2,364	自己株式	△302
繰延税金資産	984	その他の包括利益累計額	△700
差入保証金	3,134	その他有価証券評価差額金	△79
その他	595	為替換算調整勘定	△167
貸倒引当金	△28	退職給付に係る調整累計額	△453
資産合計	61,703	純資産合計	55,603
		負債及び純資産合計	61,703

連結損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	30,533
売上原価	17,812
売上総利益	12,721
販売費及び一般管理費	10,420
営業利益	2,300
営業外収益	473
受取利息	103
受取配当金	13
投資有価証券売却益	69
持分法による投資利益	6
受取和解金	257
その他	22
営業外費用	232
売上割引	1
為替差損	181
その他	49
経常利益	2,541
税金等調整前当期純利益	2,541
法人税、住民税及び事業税	397
法人税等調整額	215
法人税等合計	612
当期純利益	1,928
親会社株主に帰属する当期純利益	1,928

連結株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	7,081	10,449	37,887	△106	55,312
当期変動額					
剰余金の配当			△740		△740
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,928		1,928
自己株式の取得				△195	△195
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	1,187	△195	992
当期末残高	7,081	10,449	39,075	△302	56,304

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	33	186	△227	△7	55,304
当期変動額					
剰余金の配当					△740
親会社株主に帰属する 当期純利益					1,928
自己株式の取得					△195
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△112	△354	△226	△693	△693
当期変動額合計	△112	△354	△226	△693	298
当期末残高	△79	△167	△453	△700	55,603

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	37,909	流動負債	3,639
現金及び預金	20,934	買掛金	1,747
受取手形	204	未払金	1,032
売掛金	7,109	未払費用	191
商品及び製品	2,026	未払法人税等	91
仕掛品	41	前受金	76
原材料及び貯蔵品	5,047	預り金	29
前渡金	79	前受収益	2
前払費用	119	賞与引当金	447
信託受益権	2,300	その他	18
その他	47	固定負債	749
貸倒引当金	△1	長期末払金	469
固定資産	13,603	退職給付引当金	256
有形固定資産	6,135	その他	23
建物	1,227	負債合計	4,389
構築物	28	純資産の部	
機械及び装置	383	株主資本	47,203
車両運搬具	9	資本金	7,081
工具、器具及び備品	561	資本剰余金	10,449
土地	3,823	資本準備金	10,449
建設仮勘定	53	利益剰余金	29,974
その他	48	利益準備金	293
無形固定資産	302	その他利益剰余金	29,681
ソフトウェア	301	資産圧縮積立金	0
その他	0	別途積立金	19,767
投資その他の資産	7,165	繰越利益剰余金	9,914
投資有価証券	2,226	自己株式	△302
関係会社株式	651	評価・換算差額等	△79
関係会社出資金	136	その他有価証券評価差額金	△79
破産更生債権等	21	純資産合計	47,123
長期前払費用	258	負債及び純資産合計	51,512
繰延税金資産	455		
差入保証金	3,129		
その他	314		
貸倒引当金	△28		
資産合計	51,512		

損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	26,930
売上原価	17,102
売上総利益	9,827
販売費及び一般管理費	7,777
営業利益	2,050
営業外収益	597
受取利息	63
有価証券利息	18
受取配当金	282
投資有価証券売却益	69
受取賃貸料	156
その他	6
営業外費用	388
売上割引	1
為替差損	172
賃貸費用	171
その他	43
経常利益	2,259
税引前当期純利益	2,259
法人税、住民税及び事業税	322
法人税等調整額	143
法人税等合計	465
当期純利益	1,794

株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	7,081	10,449	10,449
当期変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			
自己株式の取得			
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			
当期変動額合計	—	—	—
当期末残高	7,081	10,449	10,449

(単位：百万円)

	株主資本				
	利益剰余金				
	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計
		資産圧縮 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	293	0	19,767	8,861	28,921
当期変動額					
剰余金の配当				△740	△740
当期純利益				1,794	1,794
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	—	1,053	1,053
当期末残高	293	0	19,767	9,914	29,974

(単位：百万円)

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△106	46,345	33	33	46,378
当期変動額					
剰余金の配当		△740			△740
当期純利益		1,794			1,794
自己株式の取得	△195	△195			△195
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△112	△112	△112
当期変動額合計	△195	857	△112	△112	744
当期末残高	△302	47,203	△79	△79	47,123

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月22日

アイコム株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 金子 一 昭 ㊞
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 中 尾 志 都 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アイコム株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アイコム株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月22日

アイコム株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 金子 一 昭 ㊞
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 中 尾 志 都 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アイコム株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第56期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第56期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査基本方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「EY新日本有限責任監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人「EY新日本有限責任監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月25日

アイコム株式会社 監査役会

常勤監査役 佐 野 敏 彦 ㊟

社外監査役 梅 本 弘 ㊟

社外監査役 杉 本 勝 徳 ㊟

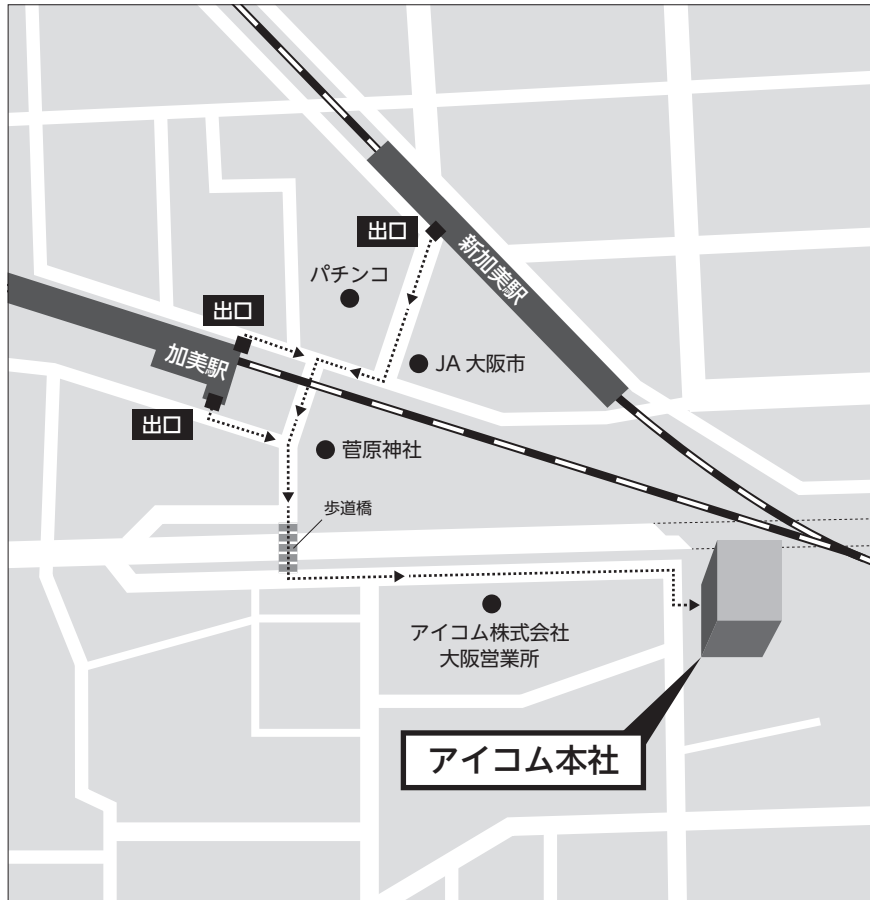
以 上

株主総会会場ご案内図

会 場

大阪市平野区加美南一丁目1番32号

本社3階会議室 電話：06 (6793) 5301



交通機関

JR大和路線 加美駅 下車徒歩3分

JRおおさか東線 新加美駅 下車徒歩3分

※なお、お車でのご来場は、ご遠慮下さいますようお願いいたします。
本年に限りご来場の株主様へのお土産の配布は、取りやめさせていただきます。